

姫路市一般廃棄物処理基本計画（案）に関する市民意見
（パブリック・コメント）の募集結果について

1 公表資料

姫路市一般廃棄物処理基本計画（案）

2 意見の募集期間

平成29年12月18日（月）～平成30年1月17日（水）

3 資料の閲覧場所等

姫路市役所ホームページ及び本庁、支所、地域事務所など29か所

4 意見の提出件数及び計画の修正件数

（1）意見の提出件数

1通2件

項 目	件 数
第1章 計画の基本的事項	0件
第2章 姫路市の地域特性	0件
第3章 ごみ処理基本計画	1件
第4章 生活排水処理基本計画	0件
その他	1件
合 計	2件

（2）計画の修正件数

パブリック・コメントによる修正なし

5 市民意見とそれに対する市の考え方

項目	市民意見の要旨	件数	市の考え方
<p>第3章 第1節 ごみ処理の 動向や現状 1 ごみ処理の 動向 (1) 国の計画</p>	<p>国の計画では容器包装廃棄物の削減がうたわれているが、プラスチック製容器包装を分別せずに焼却すれば、プラスチックごみを減らすことができるのではないかと。また、焼却することで焼却施設で（助燃材として）使用する重油などの化石燃料を減らすことができるのではないかと。</p>	<p>1</p>	<p>国では、(1)廃棄物等の発生抑制、(2)循環資源の循環的な利用及び(3)適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を目指すため、循環型社会形成推進基本法を制定しており、廃棄物の発生抑制、再使用ができない場合には、熱回収よりも再生利用を優先することとしています。 本市においても、法律の趣旨に沿って、天然資源を原料とするプラスチック製容器包装を焼却処理（熱回収）せずに、分別して資源化（再生利用）しています。</p>
<p>その他</p>	<p>草木の野外焼却はごみ削減の意味もあることから認めてほしい。</p>	<p>1</p>	<p>野外焼却については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、たき火など一部の例外を除いて禁止されています。 野外焼却は、焼却時に発生する煙や臭気、飛散した灰によって健康への影響に不安を感じたり、洗濯物が干せなくなったりするなど、近隣住民の迷惑になるだけでなく、火の粉が飛散し火災の原因となる恐れもあります。 本市では、近隣の迷惑になる野外焼却を行わないよう啓発するとともに、家庭から排出される草木は、可燃ごみとして処理していただくこととしています。</p>